

# 高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※  
給付型奨学金 2,525億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る  
地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

## 授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

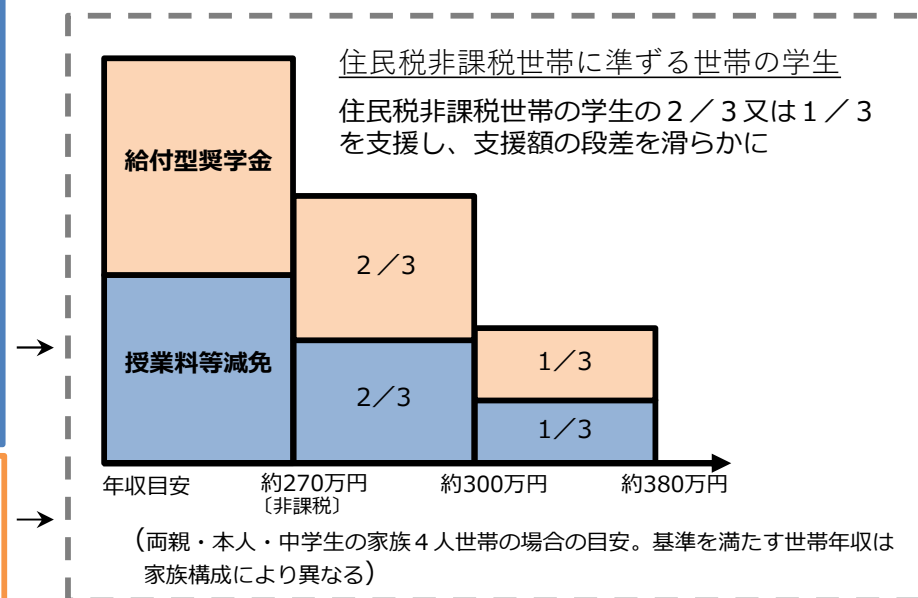
|        | 国公立   |       | 私立    |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|
|        | 入学金   | 授業料   | 入学金   | 授業料   |
| 大学     | 約28万円 | 約54万円 | 約26万円 | 約70万円 |
| 短期大学   | 約17万円 | 約39万円 | 約25万円 | 約62万円 |
| 高等専門学校 | 約8万円  | 約23万円 | 約13万円 | 約70万円 |
| 専門学校   | 約7万円  | 約17万円 | 約16万円 | 約59万円 |

## 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 国公立 大学・短期大学・専門学校 | 自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円 |
| 国公立 高等専門学校       | 自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円 |
| 私立 大学・短期大学・専門学校  | 自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円 |
| 私立 高等専門学校        | 自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円 |



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)